

令和2年2月28日

藤井学園寒川高等学校
校長 今西 建二

新型コロナウイルス感染症の予防と対応について

新型コロナウイルス感染症が学校保健安全法に定める第一種感染症とみなされ、「学校において予防すべき感染症」となりました。同感染症に罹患した場合は、校内感染予防のため、「学校保健法」「学校保健安全法施行規則」により、治癒するまで出席停止となります。今回の新型コロナウイルス感染症に関し、出席停止とする目安は以下のとおりですが、判断にあたっては、必ず保健所や医療機関の指示を仰ぐようにしてください。他への感染を予防するためにも、外出はできません。

- ・風邪症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合
(解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様です)
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合
- ・医療機関にて新型コロナウイルスと診断された場合

1. 基本的な感染症対策

風邪や季節性のインフルエンザ対策と同様、特に石けんでの手洗い(70%以上のアルコール消毒液も有効)と咳エチケット(咳やくしゃみがあるときはマスクの着用、マスクがないときはティッシュやハンカチで鼻と口を覆いましょう)を徹底してください。

2. 日常の健康管理と発熱等の風邪症状がみられる場合の対応

- 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけてください。
- 発熱等の風邪症状がみられるときは、無理をせず自宅で休養してください。
- 現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気のほうが圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様にかかりつけ医にご相談ください。

※新型コロナウイルスによる人から人への感染が確認されています。
感染者との濃厚接触がなくても感染予防に努めてください。

最新の情報と正しい知識に注意を払って、冷静な対応をお願いします。

〈香川県感染症情報 新型コロナウイルス感染症について〉

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/kansenshoujouhou/kansen/sr5cfm200127213457.shtml>

外務省 海外安全ホームページ
<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

FORTH (厚生労働省検疫所) ホームページ
<http://www.forth.go.jp/index.html>

厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/index.html>

※保健所感染電話相談窓口(帰国者・接触者相談センター)(8時30分～17時15分)

小豆島保健所 (0879-62-1373) 東讃保健所 (0879-29-8261) 中讃保健所 (0877-24-9962)
西讃保健所 (0875-25-2052) 高松市保健所 (087-839-2870)